

第7章 資料編

1 計画策定の経過

年月日	項目	内容
平成 21 年 1 月 9 日	第 1 回児童育成支援 行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・後期計画の策定について ・今後のスケジュールについて ・アンケート調査の実施について
平成 21 年 2 月～3 月	アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象（就学前児童保護者、小学生児童保護者、保育園・幼稚園職員、一般市民、事業所）
平成 21 年 3 月 26 日	第 2 回児童育成支援 行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査報告 ・国の後期計画策定指針について
平成 21 年 5 月 14 日	第 3 回児童育成支援 行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・前期計画の検証について ・本年度のスケジュールについて
平成 21 年 7 月 9 日	第 4 回児童育成支援 行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・前期計画実施状況について ・後期計画の基本理念と基本目標について
平成 21 年 10 月 15 日	第 5 回児童育成支援 行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・体系骨子について ・計画案について
平成 21 年 11 月 19 日	第 6 回児童育成支援 行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案の確認
平成 22 年 1 月 4 日～ 平成 22 年 2 月 4 日	パブリックコメントの 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案について
平成 22 年 2 月 18 日	第 7 回児童育成支援 行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果と最終 計画案の確認
平成 22 年 3 月	計画の決定・公表	

2 岡崎市児童育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を目指し、5年間の次世代育成支援対策のビジョンである岡崎市児童育成支援行動計画を策定するため、岡崎市児童育成支援行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 岡崎市児童育成支援行動計画（後期計画）の策定に関する事務
- (2) その他岡崎市児童育成支援行動計画に関する必要事項

(組織)

第3条 策定委員会は、12名以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 経済・労働関係者
- (5) 一般市民

2 第1項の委員のうち一般市民については、公募により選出されるものとする。

(委員長)

第5条 策定委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、策定委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、こども部こども育成課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の議事の手続きその他この運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

3 岡崎市児童育成支援行動計画策定委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	役職等	名前
委員長	岡崎女子短期大学 准教授	大岩 みちの
委員	岡崎市保育園父母の会連絡協議会会長	稲垣 あい子
委員	連合愛知三河中地域協議会事務局長	梅田 佳宏
委員	西三河福祉相談センター長	広瀬 貴雄(平成 20 年度) 片岡 博喜(平成 21 年度)
委員	岡崎市私立幼稚園 P T A 連絡協議会会長	勝浦 香苗
委員	岡崎市小学校長会 根石小学校長	松井 伸市
委員	岡崎商工会議所副会頭 服部工業(株)代表取締役	服部 良男
委員	岡崎市私立幼稚園協会 あさひこ幼稚園長	牧原 東吾
委員	公募委員	松本 加奈
委員	岡崎市民生委員・児童委員協議会	村松 紀美
委員	公募委員	山田 由美
委員	岡崎市保育園連絡協議会会長 岡保育園長	山本 勝巳

4 岡崎市児童育成支援行動計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 岡崎市児童育成支援行動計画(以下「児童育成計画」という。)を策定するにあたり、次世代育成支援対策に関し行政の立場から検討を行うため、岡崎市児童育成支援行動計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、児童育成計画の策定に関する事項について検討し、その結果を岡崎市児童育成支援行動計画策定委員会に対して提案するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、16名以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 検討委員会は、別表第1に掲げる部及び課等の長をもって構成する。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長1名を置き、こども部長をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条に規定する所掌事務に関し、資料等の作成を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会は、別表第1に掲げる課に属する職員のうち、当該課の長が推薦する職員をもって組織する。

3 作業部会に作業部会長をおき、こども部こども育成課長をもって充てる。

4 作業部会長は、作業部会の事務を掌理する。

5 作業部会長に事故があるとき又は作業部会長が欠けたときは、作業部会長があらかじめ指名する職員が、その職務を代理する。

6 第6条の規定は、作業部会の会議に準用する。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、こども部こども育成課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会の会議に諮って定める。

別表第1 関係部署

部	課等	内容
こども部		統括
市民文化部	市民協働推進課	市民活動・男女共同参画
	安全安心課	交通安全・防犯
福祉保健部	生活福祉課	地域福祉計画、民生委員・児童委員
	障がい福祉課	障がい者計画
保健所	生活衛生課	衛生・食育
	健康増進課	母子保健・健やか親子
こども部	こども育成課	次世代育成支援 放課後子どもプラン推進事業
	保育課	保育サービス全般
	家庭児童相談室	母子家庭支援など
経済振興部	商工労政課	仕事と生活の調和
都市整備部	市営住宅課	生活環境整備
岡崎市民病院	総務課	小児医療
教育委員会事務局	学校指導課	学校教育
	スポーツ振興課	健やかな体の育成
	社会教育課	青少年育成支援

発行・編集：岡崎市こども部こども育成課

住 所：〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

T E L：0564-23-6820

F A X：0564-23-6833

E - m a i l：kodomo@city.okazaki.aichi.jp

発行年月：平成22年3月